働く人、雇う人のルール

◆常時10人以上の労働者を雇っている会社は就業規則を作成して労働基準監督署長に届け出なければなりません。就業規則は書面で労働者に交付するか、見やすい場所に掲示するなど、労働者に周知が必要です。（労基法第 89 条）

◆シフト制労働契約でも、「始業時間および就業時間」「休日」を明示が必要です。単に「シフトによる」ではなく、一定期間分のシフト表を労働者に交付するとか、毎週１回または４週間を通じて４日以上の休日がなければなりません。（労基法第 35 条）

◆使用者が労働者に支払わなければならない賃金の最低額が最低賃金で都道府県ごとに決められています。使用者に支給義務のある未払い賃金の時効は法律では３年です。

◆使用者は、労働者を休憩時間を除いて１週 40 時間、１日８時間を超えて働かせてはなりません。（労基法第 32 条「法定労働時間」）

◆上記の法定労働時間を超えた時間外労働や法定休日に労働させる場合には、就業規則等で定めることに加え、労使協定を結ばなければなりません。（労基法第 36 条）

◆時間外労働と深夜労働（午後 10 時から午前５時まで）の割増率は２割５分以上で、法定休日の労働の割増率は３割５分以上です。

労働組合だから
働きやすい職場に変えられる

労働組合は、労働者と経営者が対等な立場にたって労働条件を改善する団体です。労働法以上の労働条件は、労働組合の交渉で実現できます。労働組合を結成すること、使用者と交渉することが憲法で保障されています。また労働組合の行動は、みずからの労働条件を改善する取組みで、ストライキなど法律で保護されています。

職場の悩み、困りごとは
相談してください

●継続雇用で賃金大幅ダウン
●継続雇用で手当がなくなった
●一時金が出ない、少ない
●育児・介護の休みがとれない
●忌引休暇がない、年休が不足
●会社の福利厚生が使えない
●出向を突然、命じられた
●ハラスメント・いじめ
●雇止め、解雇された
●人手不足で残業が続いている
●残業代が支払われていない
●シフトが減らされた
●休日出勤が多い

…etc.

◎秘密厳守、相談無料

TEL 03-3818-5126

Eメール zni@mxz.mesh.ne.jp

全印総連 E メール QR コード

印刷関連ユニオン
（全印総連・全国印刷関連合同ユニオン）
〒113-0033
東京都文京区本郷 2-36-2
T.M畑中ビル 302

印刷・製本・紙工・DTP・編集など
印刷関連産業の労働組合

印刷関連ユニオン

定年後、継続雇用の
要求を実現しよう

全印総連・全国印刷関連合同ユニオン

労働条件を改善、雇用を守る

全印総連・印刷関連ユニオンに加入しよう

印刷関連ユニオンは、印刷、製本、プリプレス、新聞製作、デザイン、業界専門誌などで働く労働者が個人で加盟する労働組合です。全印総連に加盟し、東京、京都、大阪に地域支部があります。

いま、紙メディアの市場は縮小していますが、文化をつくり、情報を伝え社会を支えている大事な役割があります。仕事が減ったからと労働者の生活が行き詰るような賃金・一時金の減額、一方的な解雇・雇止めは許されません。印刷関連産業で、豊かに元気に暮らせる労働条件、職場環境の改善を、労働組合のなかまと力あわせて求めましょう。

【労働組合で解決しました】

パワハラ解雇に泣き寝入りせず

京都市伏見区のM紙行では、20 年勤続のベテランが社長からのパワハラの末、一方的に解雇されました。労働者は全印総連・印刷関連ユニオンに加入して解雇の撤回を要求。会社の残業賃金不払いなど違法行為を摘発して交渉を続け、京都労働局のあっせんでほぼ要求満額の解決金を得て解決しました。

非正規の労働条件を団体交渉で改善

大日本印刷久喜工場の非正規労働者が印刷関連ユニオンで会社と交渉して大きな成果をあげています。

労基法に違反して半減された有給休暇を取り戻し、工場内最低賃金の引上げ、定期昇給制度を実現しています。一時金でも低額の水準を倍増するなど交渉を重ねて労働条件を改善しています。

定年後、継続雇用の賃上げ、労働条件改善をめざします

高年齢雇用安定法により、事業主は①65 歳までの定年引上げ、または②65 歳までの継続雇用制度や③定年の定めの廃止が義務になりました。また、定年が 65 歳以上であれば、70 歳までの雇用確保が努力義務とされています。

同法律は高年齢者の労働条件には触れていません。多くの企業で、定年時の賃金から 20%～60%低下したとの調査があります。家族手当や勤続手当がなくなった、忌引き休暇がない、など労働条件が一方的に切り下げられています。

60 歳以上 65 歳未満の労働者に支払われる高齢者雇用継続給付金は 2025 年 4 月から段階的に減らされ、最終的には廃止することが決まっています。定年後の生活を支える賃上げが必要です。

パート労働法では、均衡・均等待遇（同８条、９条）を定めていますが、その程度や判断は、労働組合の闘いによります。

職場に一人でも、印刷関連ユニオンに加入すると会社と交渉できます。印刷関連ユニオンのなかまとともに、定年後、継続雇用の労働条件の改善を求めましょう。

印刷関連ユニオン（全印総連・全国印刷関連合同ユニオン）
〒113-0033 東京都文京区本郷 2-36-2 T.M畑中ビル 302
TEL:03-3818-5125　FAX:03-3818-5127
Eメール ：zni@mxz.mesh.ne.jp
Web：http://ppwu.jp/union/

加入申込書

印刷関連ユニオン　執行委員長　殿

私は印刷関連ユニオンに加入を申し込みます。

年　　月　　日

●氏名（フリガナ）

●生年月日

西暦　　年　　月　　日　　歳

●住所（〒　　－　　）

都道府県

●Ｅメールアドレス

@

●電話番号

●雇用形態　○印をつけてください。

正規　契約社員　パートアルバイト　派遣　嘱託

●業種

●勤務先

住所

日中の連絡先

●地域支部の共済会に申し込み

する　　しない

※共済は、病気やケガのときに、組合員が助け合う制度です。詳しくは地域支部にお問い合わせ下さい。